

◎佐賀県条例第28号

世界海洋プラスチックプランニングセンター条例

(目的)

第1条 この条例は、生態系及び漁業、観光等の分野に深刻な影響を及ぼし、地球規模の課題となっている海洋プラスチック問題等について、地域（森、川、海等の自然の一体性を意識した環境保全活動等を展開してきた佐賀県）から、海洋プラスチック問題の世界的な解決を促進し、もって次世代に継承できる海洋プラスチックのない豊かで美しい海を目指すことを目的とする。

(設置)

第2条 県民、企業、市民活動団体、行政等の多様な主体が海岸環境保全活動を実施する波戸岬において、海洋プラスチック問題に関する教育、体験等を通じて県民等の行動変容を促すとともに、海洋プラスチック問題に関する情報を国内外に発信する等世界を視野に入れた取組を推進する拠点として、世界海洋プラスチックプランニングセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第3条 センターは、唐津市に置く。

(指定管理者)

第4条 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

(1) センターの運営に関する業務

(2) センターの施設の利用に関する業務

(3) センターの施設の維持及び管理に関する業務

3 第1項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(利用料金)

第5条 センターの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、類似の施設の料金を考慮して、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 第4条第1項の規定により行う指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為並びに第5条第2項の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。